

上山市長	山 本 幸 靖 様
上山市議会議長	川 崎 朋 巳 様
上山市教育委員会教育長	加 藤 洋 一 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

3 監査等の対象 上山市スポーツ協会

4 監査期日 令和 8 年 7 月 1 日

5 監査等の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

本市のスポーツ振興とスポーツ団体の競技力強化事業を推進されていることに敬意を表する。

今後も、組織体制の確立と自主財源の確保に努めるとともに、市や関係団体と連携を図り、市民の生涯にわたるスポーツ活動の推進に取り組まれない。